

番号	2.（1）		
項目	（1）介護報酬・基準の見直しについて 近年、介護現場では、物価及び人件費の上昇に加え、利用者の重度化、医療ニーズ及び看取り対応の増加、相談・調整業務や書類業務の増大などにより、現行の報酬体系や基準だけでは、安定的な事業運営を継続することが困難な状況が生じています。 こうした現場実態を踏まえ、具体的には、次の事項について国への働きかけをお願い申し上げます。 ・物価及び人件費の上昇を適切に反映した報酬水準の見直し ・要介護度や医療ニーズ、看取り対応等に応じた評価体系の充実 ・小規模事業所の運営実態を踏まえた報酬上の配慮 ・入居初期や相談初期における支援負担・事務負担を評価する仕組みの検討		
（回答） 本市は、現在の急激な物価高により介護事業者の経営が圧迫されていることから、介護事業者が必要な人材を確保し、将来にわたり、安定的に良質なサービスを提供できる適切な報酬単価を設定するよう、昨年に引き続き今年の6月にも国の予算に対する要望を行っております。 現行の報酬体系では、要介護度や医療ニーズ、看取り対応等を評価するものとして、「中重度ケア体制加算」「医療連携体制加算」「看取り介護加算」等が設定され、入居初期における支援負担を評価するものとしては、「初期加算」や「初回加算」が設定されているところです。 介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。 介護保険制度は全国一律の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため本市としては、国の動向を注視してまいります。			
担当	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理G）
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（給付G）
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導G）
			電話：06-6208-8028
			電話：06-6208-8059
			電話：06-6241-6310

番号	2. (2)
項目	(2) 人員配置に応じた報酬加算及び資格制度の柔軟な運用について 介護現場では、慢性的な人材不足が続く中、利用者の重度化・医療ニーズの増加・看取り対応の拡大など、ケアの質・量ともに現場への要求は高まっています。こうした状況において、人員配置基準を一律に引き上げることは、人材確保が困難な現場の実態とかけ離れかねず、現実的な解決策とはなりません。むしろ、重度者対応や医療的ケアに対応するために自主的に手厚い配置を実現している事業所を報酬上で適切に評価する仕組みを整備することが、ケアの質の向上と現場の持続可能性の両立につながると考えます。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項について国への働きかけをお願い申し上げます。 ・重度者対応・医療的ケア・看取り等に対応するため手厚い人員配置を行っている事業所への報酬加算の創設（一律の基準引き上げではなく、質の高い配置へのインセンティブとして） ・主任介護支援専門員等の資格要件や配置要件の柔軟な運用 ・医療的ケアに関する対応範囲や連携体制の整理 ・介護人材確保が困難な状況を踏まえた制度上の経過措置や支援策の充実
(回答) 現行の報酬体系では、要介護度や医療ニーズ、看取り対応等を評価するものとして、「中重度ケア体制加算」「医療連携体制加算」「看取り介護加算」等が設定されています。 令和3年4月の介護報酬改定により、指定居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員であることが求められるようになりましたが、人材確保が難しい現場の実情を踏まえ、国は当該要件の適用について経過措置期間（令和9年3月31日まで猶予）を設けており、不測の事態により主任介護支援専門員を管理者にできなくなった場合で、かつ本市へ届出があったときは、要件の適用を1年間猶予する取扱となっています。 また、本市では、介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舍を整備する費用の一部を補助する「大阪市介護職員の宿舍施設整備事業補助金」を実施することで、介護職員が働きやすい環境の整備を行っております。 介護事業者が必要な人材を確保し、将来にわたり、安定的に良質なサービスを提供できる適切な報酬単価を設定するよう、昨年に引き続き今年の6月にも国の予算に対する要望を行っております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G） 電話：06-6208-8059 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導G） 電話：06-6241-6310 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	2. (3)
項目	(3) 制度運用の簡素化について 加算要件、研修、記録、届出、各種書類作成等の業務は年々増加しており、現場では本来注力すべき利用者支援や職員育成に充てる時間の確保が難しくなっています。制度の適正性を確保しつつ、現場の過度な事務負担を軽減するため、具体的には、次の事項について国への働きかけをお願い申し上げます。 ・ 加算要件の整理、簡素化及び統合 ・ 研修及び書類業務の負担軽減 ・ 介護、医療、福祉の制度間連携の推進 ・ 重複する記録、報告、届出等の整理
	(回答) 国の基準において、研修等の実施や各種記録の整備について定められており、この基準を踏まえた適正な運用が求められております。 制度の適正性を担保しつつ、事務負担の軽減を図る必要性について、指定都市共同提案等の機会を通じ、国に対して必要な働きかけを行ってまいります。 なお、本市においては、令和 7 年 1 月より電子申請・届出システムの一部運用を開始しており、令和 8 年 7 月からは全ての介護サービス届出受付について運用を開始することとしています。 また、各種届出様式については、厚生労働省の標準様式に改め、独自様式を廃止するなど、今後も各種届出等に係る業務負担軽減に努めてまいります。
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導G） 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6310 電話：06-6241-6530

番号	3. (1)	
項目	(1) 介護人材確保施策の強化について 介護人材の確保は、各施設・事業所に共通する最重要課題です。求人広告費や人材紹介手数料の負担が増大しており、とりわけ中小規模の事業所においては、安定的な採用活動が困難となっています。 こうした状況を踏まえ、大阪市として介護人材確保に向けた実効性のある施策を推進いただけるよう、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・大阪市主導による介護人材マッチング機能の整備 ・区単位又は複数区単位での合同就職説明会、就職フェア等の開催 ・介護職の魅力発信及び若年層、未経験者への啓発強化 ・人材紹介会社への過度な依存を軽減する仕組みづくり ・外国人介護人材の受入れ及び定着に向けた支援	
	(回答) 福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保・育成・定着に関する課題は非常に重要です。 本市では、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」における市町村の役割を踏まえ、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、福祉従事者向けの研修やモチベーション向上の取組のほか、働きやすい職場環境を整えるなど職場定着・離職防止の取組を推進しています。 新たな人材の確保に向けては、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を広く市民に周知する取組や、福祉に関する理解促進やイメージ向上を図る取組が重要であると考えています。 本市では、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、受賞作品を動画化のうえ、就職フェアや公共施設の広報媒体等で広く発信するとともに、中学校における福祉教育やキャリア教育での活用にも取り組んでいます。併せて、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取組を通じて、福祉・介護の仕事への興味や理解を深め、将来の人材確保につながるよう取り組んでいます。 また、本市では、介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舍を整備する費用の一部を補助する「大阪市介護職員の宿舍施設整備事業補助金」を実施することで、介護職員が働きやすい環境の整備を行っています。その他、外国人介護人材が、福祉専門職として誇りをもって働くことができるよう、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて受入側に対する研修を実施しています。 今後、高齢者人口の増加及び生産年齢人口減少が見込まれ、将来的な福祉・介護人材の確保は引き続き重要な課題です。貴連盟に加盟する各福祉関連施設のご意見も伺いながら、中長期的な視点に立ち、福祉・介護人材の確保をより効果的に進める施策を検討してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	電話：06-6208-7954 電話：06-6241-6530

番号	3. (1)		
項目	(1) 介護人材確保施策の強化について 介護人材の確保は、各施設・事業所に共通する最重要課題です。求人広告費や人材紹介手数料の負担が増大しており、とりわけ中小規模の事業所においては、安定的な採用活動が困難となっています。 こうした状況を踏まえ、大阪市として介護人材確保に向けた実効性のある施策を推進いただけるよう、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・大阪市主導による介護人材マッチング機能の整備 ・区単位又は複数区単位での合同就職説明会、就職フェア等の開催 ・介護職の魅力発信及び若年層、未経験者への啓発強化 ・<u>人材紹介会社への過度な依存を軽減する仕組みづくり</u> ・外国人介護人材の受入れ及び定着に向けた支援		
	(回答) 介護事業者が民間の人材紹介会社を活用して人材を採用する場合、高額な経費が発生するにもかかわらず、離職率が高いとする調査もあり、必ずしも安定的な職員の確保に繋がっていない状況です。 国においてもこのような状況を問題視しており、人材紹介会社に対する指導監督の強化により一層取り組むとともに、実効性ある対策の検討がなされているところですが、介護人材確保のためには、全産業の平均と比べて極めて低い状況である介護職員の賃金水準の引上げが必要です。 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算が創設されました。 さらに、令和6年度からは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に2.5%、令和7年度2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。さらに、令和7年度には処遇改善加算の取得を促進するための、取得促進事業を実施いたしました。 また、令和8年6月より、臨時の報酬改定が実施され、介護職員については、最大月6.3%（月額19,000円）の賃上げが実施できる措置及び、処遇改善加算の対象外であった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援の各サービス事業所にも処遇改善加算が創設されました。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護職員の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、国に対し引き続き要望を行ってまいります。 (下線部について回答)		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G） 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導G） 電話：06-6208-8028 電話：06-6241-6310		

番号	3. (2)
項目	(2) 物価高騰・経営支援について 食材費、光熱費、燃料費、修繕費等の上昇が続いており、介護報酬や利用者負担に直ちに転嫁することが難しい介護事業においては、経営への影響が大きくなっています。介護サービス提供体制を安定的に維持するため、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・ <u>食材費、光熱費、燃料費等に対する継続的な支援制度の構築</u> ・ <u>小規模事業所や低所得者受入施設に対する重点的支援</u> ・ <u>老朽化施設の修繕及び設備更新に対する補助制度の拡充</u> ・ <u>送迎車両、浴室、空調、厨房設備等の更新に対する支援</u>
	(回答) 物価高騰が長期化し社会福祉施設等の支出が増大していることや、公定価格で運営する社会福祉施設等は利用者への価格転嫁ができないなど、社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、令和5年度・令和6年度に引き続き、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「令和7年度大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業」を実施したところです。 また、老朽化施設の修繕の補助として「大阪市特別養護老人ホーム等施設の長寿命化を目的とした大規模修繕補助」及び「大阪市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備補助」を行っております。 物価高騰は今もなお続いており、依然、社会福祉施設等の運営が厳しい状況であることは認識しておりますので、引き続き、物価の変動状況や国・大阪府の動向を注視してまいります。 (下線部について回答)
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6208-8026 電話：06-6241-6530

番号	3. (2)
項目	(2) 物価高騰・経営支援について 食材費、光熱費、燃料費、修繕費等の上昇が続いており、介護報酬や利用者負担に直ちに転嫁することが難しい介護事業においては、経営への影響が大きくなっています。介護サービス提供体制を安定的に維持するため、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・食材費、光熱費、燃料費等に対する継続的な支援制度の構築 ・<u>小規模事業所や低所得者受入施設に対する重点的支援</u> ・老朽化施設の修繕及び設備更新に対する補助制度の拡充 ・送迎車両、浴室、空調、厨房設備等の更新に対する支援
	(回答) 社会福祉法人で低所得者の受入れを行っていただいている施設については、社会福祉法人軽減事業を行っていただいております。一定の額を超えた軽減を行っていただいている施設に関しては、補助金を支給しております。 また、施設等においては、今年の 8 月から、補足給付について、食費の基準額が 100 円増額されております。 (下線部について回答)
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (給付 G) 電話 : 06-6208-8028

番号	3. (3)		
項目	(3) 業務負担軽減及び生産性向上について 介護現場では、人材不足が続く中、利用者支援の質を維持・向上させるため、業務負担の軽減と生産性向上が不可欠となっています。また、行政手続きや各種報告に係る負担を軽減することは、現場職員が利用者支援に注力できる環境づくりにもつながります。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・研修、加算、届出、報告書類等の整理及び簡素化 ・運営指導における伴走支援型の助言、情報提供の充実 ・行政手続きのオンライン化及び提出書類の標準化 ・ICT 機器、介護ロボット、記録システム等の導入支援 ・実地で活用できる好事例や指導事例の定期的な情報発信		
	(回答) 国の基準において、研修等の実施や各種記録の整備について定められており、この基準を踏まえた適正な運用が求められております。 制度の適正性を担保しつつ、事務負担の軽減を図る必要性について、指定都市共同提案等の機会を通じ、国に対して必要な働きかけを行ってまいります。 なお、本市においては、令和 7 年 1 月より電子申請・届出システムの一部運用を開始しており、令和 8 年 7 月からは全ての介護サービス届出受付について運用を開始することとしています。 各種届出様式についても、厚生労働省の標準様式に改め、独自様式を廃止するなど、今後も各種届出等に係る業務負担軽減に努めてまいります。 介護現場において、いわゆる「介護テクノロジー導入」における職場環境改善に向けた生産性向上の取組は、国が都道府県を主体としていることから、大阪府において行っており本市としては、大阪府が実施する助成制度について周知を行い、導入促進につなげています。 なお、大阪府では、介護施設等の大規模修繕を実施する際に併せて行う、介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジー導入支援事業」を行っております。 運営指導等で特に多かった指導事項について、介護保険事業者等集団指導において、情報提供を行っているところです。 いただいたご意見を踏まえ、引き続き、介護サービスの質の確保と事業所の運営支援に向けて取り組んでまいります。		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (指定・指導G)	電話：06-6241-6310	
	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	電話：06-6241-6530	

番号	3. (4)		
項目	(4) 制度の狭間にある課題への対応について 身寄りのない高齢者、金銭管理に課題を抱える高齢者、医療・介護・生活支援の複合的課題を抱える高齢者への対応は、各施設・事業所にとって大きな負担となっています。これらは、介護サービス事業所のみで解決できる課題ではなく、行政、地域包括支援センター、医療機関、権利擁護関係機関、法律専門職等との連携が不可欠です。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・ <u>身寄りのない高齢者への支援体制の整備</u> ・ <u>金銭管理、入退院支援、死後事務等に関する相談・連携体制の構築</u> ・ 生活支援や暫定的支援が必要なケースへの対応方針の整理 ・ 関係機関による定期的な協議の場の設置 ・ 地域包括支援センター及びブランチの負担増に対する支援		
	(回答) 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応については、国の諮問機関である社会保障審議会において、現状及び課題、並びに対応の方向性が議論され、頼れる身寄りがいない高齢者の抱える生活課題を地域課題として議論できるよう、地域ケア会議の活用推進や高齢者の相談体制の整備・連携に関することや、円滑な入院・入所手続の支援や死後事務支援等を提供することができる新たな事業について、一定の公的関与のもと、多様な主体の参画を促すこと等が報告されました。 当該報告を踏まえ、国では、相談体制の強化を図るほか、頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が十分ではない方に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置づけるなど、社会福祉法等の一部改正手続が進められているところであり、本市としては、引き続き国の動向を注視するとともに、制度の枠組みが示され次第、適切に対応してまいります。 (下線部について回答)		
担当	福祉局	生活福祉部	地域福祉課
	福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課
	福祉局	高齢者施策部	地域包括ケア推進課
			電話：06-6208-7970
			電話：06-6208-8026
			電話：06-6208-8060

番号	3. (4)
項目	(4) 制度の狭間にある課題への対応について 身寄りのない高齢者、金銭管理に課題を抱える高齢者、医療・介護・生活支援の複合的課題を抱える高齢者への対応は、各施設・事業所にとって大きな負担となっています。これらは、介護サービス事業所のみで解決できる課題ではなく、行政、地域包括支援センター、医療機関、権利擁護関係機関、法律専門職等との連携が不可欠です。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・身寄りのない高齢者への支援体制の整備 ・金銭管理、入退院支援、死後事務等に関する相談・連携体制の構築 ・<u>生活支援や暫定的支援が必要なケースへの対応方針の整理</u> ・<u>関係機関による定期的な協議の場の設置</u> ・地域包括支援センター及びブランチの負担増に対する支援
	(回答) 身寄りのない高齢者、金銭管理に課題を抱える高齢者、医療・介護・生活支援の複合的課題を抱える高齢者からの相談については、地域包括支援センターが地域ケア会議等を通じて、様々な関係機関と連携・協力・役割分担を行いながら支援内容などを検討しております。 また、本市では、多様な関係機関との連携体制の構築を行うための職員を追加配置し、地域包括ケアシステムの推進を図るなど、地域包括支援センターの体制強化に努めております。 (下線部について回答)
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	3. (4)
項目	(4) 制度の狭間にある課題への対応について 身寄りのない高齢者、金銭管理に課題を抱える高齢者、医療・介護・生活支援の複合的課題を抱える高齢者への対応は、各施設・事業所にとって大きな負担となっています。これらは、介護サービス事業所のみで解決できる課題ではなく、行政、地域包括支援センター、医療機関、権利擁護関係機関、法律専門職等との連携が不可欠です。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・身寄りのない高齢者への支援体制の整備 ・金銭管理、入退院支援、死後事務等に関する相談・連携体制の構築 ・生活支援や暫定的支援が必要なケースへの対応方針の整理 ・関係機関による定期的な協議の場の設置 ・<u>地域包括支援センター及びブランチの負担増に対する支援</u>
	(回答) 本市では、地域包括支援センターおよび総合相談窓口（ブランチ）が実施している高齢者支援業務（包括的支援事業）が円滑に実施できるよう、業務に熟知している専門職が各地域包括支援センターの活動状況を把握し、処遇困難事例や認知症高齢者支援等の課題に対する助言や、先駆的な取り組みの情報提供等の後方支援を行う地域包括支援センター連絡調整事業を実施しております。 今後も、地域包括支援センター管理者会等を通じて、現場からの意見を聴きながら、業務軽減・必要な支援に努めてまいります。 (下線部について回答)
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	3. (5)		
項目	(5) カスタマーハラスメント（カスハラ）対応への支援について 介護現場では、利用者や家族等からの暴言・暴力・過剰な要求・ハラスメント行為（いわゆるカスタマーハラスメント、以下「カスハラ」）が深刻化しており、職員の精神的・身体的負担の増大や早期離職の一因となっています。カスハラは個々の事業所による対応だけでは限界があり、行政・業界団体・関係機関が連携した組織的な対応体制の整備が急務です。介護人材の確保が困難な状況において、現場職員を守るための環境整備は、介護サービス提供体制の維持そのものに直結する課題です。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・介護事業所向けカスハラ対応ガイドライン及び対応マニュアルの作成・周知 ・カスハラ被害を受けた職員及び事業所が相談できる窓口の設置 ・カスハラ対応に関する研修の実施及び事例共有の場の提供 ・悪質なカスハラ事案への対処における行政・警察等関係機関との連携体制の整備 ・カスハラ対応に係る法的支援（弁護士相談等）へのアクセス確保及び費用負担への補助		
	(回答) 介護現場におけるいわゆるカスタマーハラスメントは、職員の心身の負担増や離職につながり、介護サービス提供体制の維持にも影響し得る重要な課題として認識しております。 本市では、「介護ハラスメント相談窓口の設置」や大阪府が作成した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「利用者向けのハラスメント防止チラシの活用について」など、令和5年2月、令和6年10月、令和7年9月と複数回にわたって周知を行い、令和8年5月には「介護現場におけるハラスメント対策」としてこれまでに周知した内容を再周知したところです。 また、国の基準に基づき、運営指導の際には、事業者に対してハラスメント防止に関する取組状況を確認し、従業者が適切にカスタマーハラスメントに対応するために必要な体制が整備されているかなどの視点から、必要に応じて助言を行っております。 この他、本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉施設職員を対象としたカスタマーハラスメントへの対応についての研修を実施しています。また、利用者等からのハラスメントによる職員のメンタル不調の問題は福祉・介護人材の確保・定着・育成に影響を与える重要な課題であるとの認識から、メンタルヘルス研修も実施しています。 さらに、本市では、ハラスメント対策を強化する観点から、おおさか介護サービス相談センターにおいて、大阪市内の介護サービス事業者の皆さんが、介護現場における利用者やその家族からの職員への度重なる暴言、身体的暴力、セクシャルハラスメント、著しく不当な要求や迷惑行為、近年増加しているカスタマーハラスメントなどでお困りの際に、法律分野の専門相談員である弁護士に無料で直接相談していただける窓口を設置しております。		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6241-6310	
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G）	電話：06-6241-6310	
	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	電話：06-6208-7954	

番号	4. (1)																				
項目	(1) 特別養護老人ホーム 特別養護老人ホームでは、入居者の重度化、認知症高齢者の増加、医療ニーズ及び看取り対応の増大により、介護、看護、相談援助、事務の各業務負担が増加しています。また、食材費、光熱費、人件費、修繕費等の上昇により、安定的な施設運営への影響も大きくなっています。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・入居者の重度化及び医療ニーズに即した人員配置、報酬体系の見直しについて、国への働きかけをお願いしたい。 ・食材費、光熱費、燃料費等の高騰を踏まえた継続的な運営支援をお願いしたい。 ・老朽化施設における大規模修繕、設備更新、空調、浴室、厨房設備等の改修に対する補助制度の拡充をお願いしたい。 ・入居初期における情報収集、家族調整、医療連携、事務手続き等の負担を評価する仕組みについて、国への働きかけをお願いしたい。																				
(回答)																					
要望項目 2. (1)、3. (2) の回答を参照ください。																					
担当	<table border="0"> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>介護保険課（指定・指導G）</td><td>電話：06-6241-6310</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>介護保険課（管理G）</td><td>電話：06-6208-8028</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>介護保険課（給付G）</td><td>電話：06-6208-8059</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>高齢福祉課</td><td>電話：06-6208-8026</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>高齢施設課</td><td>電話：06-6241-6530</td></tr> </table>	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6241-6310	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理G）	電話：06-6208-8028	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（給付G）	電話：06-6208-8059	福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課	電話：06-6208-8026	福祉局	高齢者施策部	高齢施設課	電話：06-6241-6530
福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6241-6310																		
福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理G）	電話：06-6208-8028																		
福祉局	高齢者施策部	介護保険課（給付G）	電話：06-6208-8059																		
福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課	電話：06-6208-8026																		
福祉局	高齢者施策部	高齢施設課	電話：06-6241-6530																		

番号	4. (2)
項目	(2) 養護老人ホーム 養護老人ホームでは、措置費（運営費）の構造と実際の運営経費との乖離が課題となっており、特に職員の処遇改善や採用コストの増大が施設運営を圧迫しています。また、入所者の生活支援に関わる事務負担が増大する一方、入所基準の運用においては区担当者によって判断にばらつきが生じており、制度の公平・透明な運用が求められています。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・「民間施設給与等改善費」の要件を緩和し、介護保険事業所等での経験年数を加算対象に含めるなど、キャリア採用を促進できる柔軟な運用をお願いしたい。 ・入所初期の多大なアセスメントや関係機関調整を評価する「初期加算」および、施設職員の事務負担となっている「収入申告書作成支援加算」の新設をお願いしたい。 ・入所者の手元資金となる「日常生活支援費」について、現在の経済状況に見合った額への改定をお願いしたい。 ・行政側でのオンライン確認等による事務手続きの効率化を図り、施設が本来の相談援助業務に注力できる環境整備をお願いしたい。 ・各区担当者による判断基準の統一に向け、令和 8 年度に作成予定の運用マニュアルを全市的に周知・活用し、客観的で統一された基準による入所選考の確立をお願いしたい。 ・措置担当者が施設の現状を正しく理解し適切な判断を行えるよう、定期的な勉強会や意見交換会を継続的に開催いただきたい。 ・各施設の空き情報をリアルタイムで共有できるシステムの構築を図るとともに、行政・施設・地域包括支援センター等の関係機関が密接に連携し、困難を抱える高齢者を早期に発見・保護できる体制の整備をお願いしたい。
	(回答) 令和 8 年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえて、令和 8 年 1 月 13 日付け厚生労働省事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」において、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言が示されました。 また、令和 8 年 4 月 9 日付け厚生労働省事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」において、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例が示されたところです。 当該事務連絡で示された老人保護措置費に係る支弁額等の改定にあたっては、単価改定の考え方や実施時期等に疑義があることから、本市においても、厚生労働省への質問や他市の動向を調査する等、対応を検討しているところです。 本市では、各法令や国の指針に基づき、各区担当職員が老人保護措置事務を適切に実施できるよう運用マニュアルを作成しています。今後も必要に応じて、適宜、マニュアルの改訂を行ってまいります。 本市では、養護老人ホーム職員と区役所職員の信頼と協力体制の強化や、養護老人ホームの機能が適切に活用されることを目的に、毎年 1 回、大阪市内 12 か所の養護老人ホーム職員と大阪市内 24 区役所措置担当職員が集まり、養護老人ホームの状況と受け入れ対応、措置決定に関しての留意点などについて意見交換を行っております。 なお、今年度においても令和 8 年 7 月に開催を予定しております。
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	4. (3)																
項目	(3) 通所介護 通所介護は、在宅生活を継続する高齢者とその家族を支える重要な地域資源です。民間事業者も参入する中、社会福祉法人が運営する通所介護は、重度者・認知症高齢者・身寄りのない高齢者など採算性にかかわらず支援が必要な方を積極的に受け入れるとともに、介護予防・フレイル対策・地域住民との交流の場の提供など、社会福祉法第 24 条に基づく地域における公益的な取り組みを担っています。しかしながら、こうした役割を果たすための費用は介護報酬に十分反映されておらず、経営面での負担が増大しています。 こうした状況を踏まえ、社会福祉法人が担う公益的役割を適切に評価・支援いただくため、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・重度者・困難事例・身寄りのない高齢者等を積極的に受け入れる社会福祉法人通所介護への加算・補助の検討をお願いしたい。 ・社会福祉法第 24 条に基づく地域における公益的な取り組み（介護予防・地域交流・生活支援等）への行政的支援・評価の仕組みの構築をお願いしたい。 ・採算性の低い困難事例対応や公益的活動を持続的に担うための社会福祉法人の経営基盤整備への支援をお願いしたい。 ・社会福祉法人が担う地域の公益的役割について、大阪市として広く周知・発信していただくとともに、民間との差別化を踏まえた施策立案をお願いしたい。																
	(回答) 現行の報酬体系では、重度者や認知症高齢者等の利用者を一定以上受け入れ、質の高いケアを提供する体制を整えている事業所に対し、「中重度ケア体制加算」「認知症加算」「若年性認知症利用者受入加算」等が設定されています。（認知症加算と若年性認知症利用者受入加算は併用不可） 介護保険制度は全国一律の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため本市としては、国の動向を注視してまいります。 社会福祉法第24条第2項に基づく「地域における公益的な取組」については、平成28年の法改正により社会福祉法人の責務として位置付けられ、社会福祉法人の公益的性格を踏まえ、地域の多様な福祉ニーズに対して、法人がこれまで培った専門性等を活かしつつ、制度では対応が困難なニーズにも向き合うことが期待される一方で、取組内容は各法人が資産・人員体制等を踏まえ、自主性・創意工夫により判断すべきものであるとされております。 また、社会福祉法人は社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにする必要があるとされております。当該取組は社会福祉事業の安定的な運営との両立を前提に進められるべきものであり、取組の是非は地域において評価されるべきものと認識しております。																
担当	<table border="0"> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>介護保険課（管理G）</td><td>電話：06-6208-8028</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>介護保険課（給付G）</td><td>電話：06-6208-8059</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>高齢者施策部</td><td>介護保険課（指定・指導G）</td><td>電話：06-6241-6310</td></tr> <tr> <td>福祉局</td><td>総務部</td><td>総務課（法人監理グループ）</td><td>電話：06-6241-6540</td></tr> </table>	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理G）	電話：06-6208-8028	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（給付G）	電話：06-6208-8059	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6241-6310	福祉局	総務部	総務課（法人監理グループ）	電話：06-6241-6540
福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理G）	電話：06-6208-8028														
福祉局	高齢者施策部	介護保険課（給付G）	電話：06-6208-8059														
福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6241-6310														
福祉局	総務部	総務課（法人監理グループ）	電話：06-6241-6540														

番号	4. (4)
項目	(4) ケアハウス ケアハウスでは、制度上の費用構造と実際の運営経費との乖離が大きくなっており、特に食材費、光熱費、人件費の上昇が運営に与える影響は深刻です。また、低所得の高齢者を受け入れる施設としての役割を維持するためには、安定的な運営支援が必要です。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・ サービス提供費、いわゆる事務費の見直しをお願いしたい。 ・ 食材費及び光熱費の上昇を反映した生活費基準の見直しをお願いしたい。 ・ 低所得利用者を受け入れる施設に対する市独自の運営支援についてご検討いただきたい。
(回答) 令和 8 年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえて、令和 8 年 1 月 13 日付け厚生労働省事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」において、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言が示されたところです。 また、令和 8 年 4 月 9 日付け厚生労働省事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」において、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例が示されたところです。 当該事務連絡で示された老人保護措置費に係る支弁額等の改定にあたっては、単価改定の考え方や実施時期等に疑義があることから、本市においても、厚生労働省への質問や他市の動向を調査する等、対応を検討しているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	4. (5)			
項目	(5) 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、地域密着型サービスとして認知症高齢者の生活を支える重要な役割を担っています。民間事業者も参入する中、社会福祉法人が運営するグループホームは、医療ニーズの高い利用者や行動心理症状（BPSD）が重篤な方、看取り対応、身寄りのない方など、採算性を超えた困難事例を積極的に受け入れるとともに、地域の認知症支援拠点として家族支援・地域住民への啓発活動を担っています。小規模施設ゆえの経営的制約の中で、こうした公益的役割を持続的に果たすための支援が必要です。 こうした状況を踏まえ、社会福祉法人が担う公益的役割を適切に評価・支援いただくため、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・ 重度認知症・BPSD・看取り・身寄りのない高齢者等の困難事例を積極的に受け入れる社会福祉法人グループホームへの加算・補助の検討をお願いしたい。 ・ 地域の認知症支援拠点機能（家族支援・地域住民への啓発・認知症カフェ等）を担う社会福祉法人グループホームへの支援をお願いしたい。 ・ 医療連携及び看取り体制の強化に向けた報酬・支援体制の充実について、国への働きかけをお願いしたい。 ・ 社会福祉法人が運営する小規模グループホームの経営安定化及び ICT・介護ロボット導入支援の拡充をお願いしたい。			
(回答) 現行の報酬体系では、認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難となったことで、緊急に入居が必要となった利用者の受け入れを評価する「認知症行動・心理症状緊急対応加算」、専門的な認知症ケアを評価する「認知症専門ケア加算」、認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現に対応するための平時からの取組を評価する「認知症チームケア推進加算」や、看取り対応を評価する「看取り介護加算」等が設定されています。 介護保険制度は全国一律の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため本市としては、国の動向を注視してまいります。 介護現場において、いわゆる「介護テクノロジー導入」における職場環境改善に向けた生産性向上の取組は、国が都道府県を主体としていることから、大阪府において行っており、本市としては、大阪府が実施する助成制度について周知を行い、導入促進につなげています。 なお、大阪府では、介護施設等の大規模修繕を実施する際に併せて行う、介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジー導入支援事業」を行っております。 また、本市では、地域で認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターや、認知症の人とともに地域で活動するちーむオレンジサポーター、認知症の人にやさしい取組を行うオレンジパートナー企業等及び認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談や情報交換等ができる認知症カフェ等、認知症の人に身近な地域の住民や企業、団体等とともに、社会全体で支え合いながら共生する共生社会の実現に向け、取組を進めています。 今後とも、認知症の人の意思が尊重され、地域で自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現をめざして、認知症施策の推進に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。				
担当	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理G）	電話：06-6208-8028
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（給付G）	電話：06-6208-8059
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6241-6310
	福祉局	高齢者施策部	高齢施設課	電話：06-6241-6530
	福祉局	高齢者施策部	地域包括ケア推進課（認知症施策G）	電話：06-6208-8051

番号	4.(6)		
項目	(6) 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせ、在宅生活を支える地域密着型サービスです。民間参入が増える中、社会福祉法人が運営する小規模多機能は、緊急対応・医療ニーズの高い利用者・困難事例・身寄りのない高齢者への対応など、採算性を超えた総合的な生活支援を担い、地域における最後の砦としての機能を果たしています。「通い・訪問・泊まり」を一体的に提供することで、入院・施設入所を防ぎ、在宅継続を支える公益的役割は高く、その持続的な担い手として社会福祉法人への支援が必要です。 こうした状況を踏まえ、社会福祉法人が担う公益的役割を適切に評価・支援いただくため、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・困難事例・緊急対応・身寄りのない高齢者等を積極的に受け入れる社会福祉法人小規模多機能への加算・経営支援の検討をお願いしたい。 ・社会福祉法人が地域の総合生活支援拠点として担う機能（地域住民との交流・介護予防・生活支援等の公益的活動）への支援をお願いしたい。 ・社会福祉法人が担う複合的な在宅支援機能を評価する仕組みについて、国への働きかけをお願いしたい。		
	(回答) 現行の報酬体系では、在宅生活を継続するために訪問サービスを担当する常勤職員を配置するなど、訪問サービスの提供体制の強化を評価する「訪問体制強化加算」や、認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難となったことで、緊急にサービス利用が必要となった利用者の受け入れを評価する「認知症行動・心理症状緊急対応加算」、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する「総合マネジメント体制強化加算」等が設定されています。 介護保険制度は全国一律の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、本市としては、国の動向を注視してまいります。 社会福祉法第24条第2項に基づく「地域における公益的な取組」については、平成28年の法改正により社会福祉法人の責務として位置付けられ、社会福祉法人の公益的性格を踏まえ、地域の多様な福祉ニーズに対して、法人がこれまで培った専門性等を活かしつつ、制度では対応が困難なニーズにも向き合うことが期待される一方で、取組内容は各法人が資産・人員体制等を踏まえ、自主性・創意工夫により判断すべきものであるとされております。 また、社会福祉法人は社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにする必要がありますとされております。当該取組は社会福祉事業の安定的な運営との両立を前提に進められるべきものであり、取組の是非は地域において評価されるべきものと認識しております。		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理G）	電話：06-6208-8028	
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（給付G）	電話：06-6208-8059	
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導G）	電話：06-6241-6310	
	福祉局 総務部 総務課（法人監理グループ）	電話：06-6241-6540	

番号	4. (7)
項目	(7) 地域包括支援センター・ブランチ 地域包括支援センター及びブランチは、地域における総合相談、権利擁護、介護予防、関係機関連携等の中核的役割を担っています。近年は、身寄りのない高齢者、認知症高齢者、複合的課題を抱える世帯への対応が増加しており、現行の人員体制や委託費では対応が困難な状況が生じています。 こうした状況を踏まえ、具体的には、次の事項についてご検討をお願い申し上げます。 ・相談件数や対応困難事例の増加を踏まえた人員配置基準の見直しについて、国への働きかけをお願いしたい。 ・委託費及び職員処遇の改善についてご検討いただきたい。 ・身寄りのない高齢者等、制度の狭間にある支援への制度的対応をお願いしたい。 ・行政、地域包括支援センター、ブランチ、介護サービス事業所、医療機関等との役割整理及び連携体制の強化をお願いしたい。
	(回答) 国の基準では高齢者人口 3,000 人以上 6,000 人未満に 3 人の職員（社会福祉士等）を地域包括支援センターへ配置することとされておりますが（「2,000：1」が最低基準）、本市においては、総合相談件数等の実績を踏まえ、業務負担が重くなっている地域包括支援センターへ職員の増配置を行うほか、自立支援型ケアマネジメントを担当する職員を配置するなど、「1,500：1」の職員配置を目指して、手厚い職員体制の確保に努めております。 さらに、多様な関係機関との連携体制の構築を行うための職員を追加配置し、地域包括ケアシステムの推進を図っております。 次に委託費及び職員処遇の改善については、国の介護報酬改定に併せて、本市の委託事業として地域包括支援センターが実施する第 1 号予防支援事業についても、令和 8 年 6 月より処遇改善加算の項目を新設し、各地域包括支援センターへ情報提供を行っております。 今後も、各地域包括支援センターの状況を把握するとともに、他都市状況も参考としながら、地域包括支援センターの体制強化に努めてまいります。 (下線部について回答) 身寄りのない高齢者等への支援については、要望項目 3. (4) の回答を参照ください。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060